

西宮市立北口図書館 壁面広告募集要項

西宮市が推進している広告事業の1つとして、「西宮市立北口図書館 壁面広告」(以下、「壁面広告」という。)の広告主を募集します。

本市では、施設内の壁面等を新たな財源確保の観点から市民に迷惑をかけない形で最大限に活用し、それによって得た収入を市の行う事業に充当することで、市民サービスの向上を図ることを目的とし、広告事業を実施しています。

図書館では、北口図書館壁面に広告を掲出することによって得た収入を、図書等の資料の購入費、その他の市民サービスの向上に充てさせていただきます。

この要項は壁面広告の広告主を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1. 広告媒体の名称 西宮市立北口図書館 壁面広告

2. 広告媒体の仕様・募集内容

別紙「西宮市立北口図書館 壁面広告掲出仕様書」のとおり

(注) 申込にあたっては、西宮市広告掲載要綱、西宮市広告掲載基準、北口図書館壁面
広告掲出仕様書を必ずお読みください。

3. 申込開始日時

令和3年3月2日(火) 午前9時30分から受付開始。

※開始日以降は随時募集受付いたします。

【持参受付時間】 午前9時30分～午後5時30分まで
火曜日～金曜日(祝日を除く)

4. 募集対象 事業者(広告代理店等の応募も可能です。)

5. 広告掲出場所 西宮市立北口図書館 エントランス壁面下部
西宮市北口町1-2 ACTA西宮東館5階

6. 施設使用

- ・壁面広告の設置場所として使用する部分については、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産使用許可が必要となります。
- ・広告料とは別に、行政財産目的外使用料(月額356円)が必要となります。

7. 広告料について

- ・ 1ヶ月1枠あたり5,000円（消費税を含む）

別途、行政財産目的外使用料（月額356円）が必要になります。

※ 1枠につき、4月分からの12ヶ月分を一括でお申し込みされる場合、

1ヶ月分の広告料（5,000円）を無料とします。

ただし、行政財産目的外使用料（月額356円）は別途いただきます。

【参考】

広告料		$5,000円 \times 12ヶ月分 = 55,000円$
行政財産目的外使用料		$356円 \times 12ヶ月分 = 4,272円$
年間お支払額	合計	<u>59,272円</u>

この割引は令和3年3月中にお申し込みいただいた方のみを対象とします。

- ・ 広告料は、広告掲出決定後、市の指定する期日までに、一括で納入してください。
- ・ 広告主の都合により広告掲出を取り下げた場合は、納付済みの広告料は返還しません。

8. 掲出できない広告

西宮市広告掲載要綱第2条及び西宮市広告掲載基準第4条から第8条までに該当する広告は掲出できません。

9. 広告掲出の取消

下記に掲げる場合、広告掲出を取り消すことがあります。

- ・ 指定する期日までに広告料の納付がない場合
- ・ 指定する期日までに広告内容等の調整ができない場合
- ・ 本市の名誉または、信用を失墜し、業務を妨害し、もしくは事務を停滞させるような行為があった場合
- ・ 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、または広告掲出者がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
- ・ その他市長が広告掲出に支障があると認めたとき

10. 広告物の回収等

広告掲出後、当該広告が「8. 掲出できない広告」や「9. 広告掲出の取消」に該当することになった場合、広告部分の削除、修正などを広告主の負担で行っていただきます。

11. 広告主の責務

- ・ 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- ・ 第三者から、掲出された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

12. 申込方法

以下の書類を**西宮市立中央図書館**へ持参又は郵送、E-mail でお申込みください。

①西宮市立北口図書館壁面広告掲出申込書（様式1）

②広告原稿案

(注)お申込みの前に、西宮市広告掲載要綱、西宮市広告掲載基準を必ずご確認ください。

13. 決定方法

- ・ 市で広告掲出の内容について審査後、先着順で決定します。
- ・ 2 者以上が郵送にて同日同時配送された場合は、広告掲載要綱第 5 条の規定による優先順位によるものとし、それらの優先順位が同じであるときは、別途指定する日時に実施する抽選により決定するものとします。

14. 広告掲出可否の通知

- ・ 広告掲出の可否を決定したときは、その可否にかかわらず結果を申込者に通知します。
- ・ 広告掲出可の決定を受けた者（広告主）は、速やかに読書振興課の担当者と広告内容について協議を行ってください。
- ・ 広告内容について承認を得た後、指定する期日までに広告の調整をしてください。

<申込・お問い合わせ先>

〒662-0944 西宮市川添町 15 番 26 号

西宮市教育委員会読書振興課（中央図書館） 総務チーム

電 話：0798-33-0189


F A X：0798-33-2266

E-mail：vo_tosyokan@nishi.or.jp

西宮市立北口図書館 壁面広告掲出仕様書（案）

広告を掲出する事業者等を次のとおり募集します。

1. 広告媒体について

名 称	西宮市立北口図書館壁面広告	
掲出場所	西宮市立北口図書館エントランス壁面下部	
所 在 地	西宮市北口町 1 番 2 号 ACTA 西宮東館 5 階	
内 容	西宮市立北口図書館のエントランスにある壁面の広告主を募集	
特 典	<p>①図書館ホームページの「広告事業主として協賛いただいている企業等の紹介」欄に事業所名・所在地・連絡先、広告名称、事業所（店舗）ホームページリンクを貼付け表示いたします。</p> <p>②新規申込の方には、広告主が北口図書館壁面広告という形で社会貢献活動を行っていることを掲示できるA4サイズのラミネート加工ポスターを提供します。</p>	 <p>【社会貢献活動ポスター】</p>
広告掲出期間	令和3年4月～令和4年3月までの任意の月 (1 枠あたり最長 1 2 ヶ月までの複数月の申込可)	

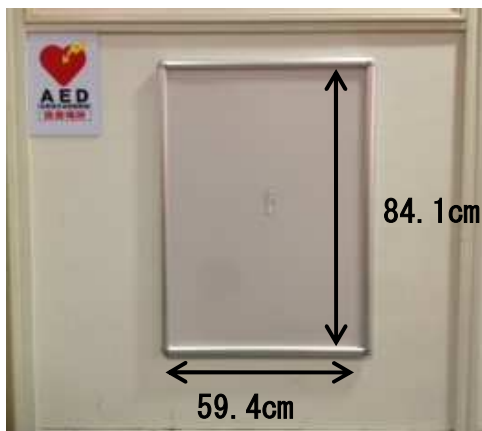
2. 広告データ

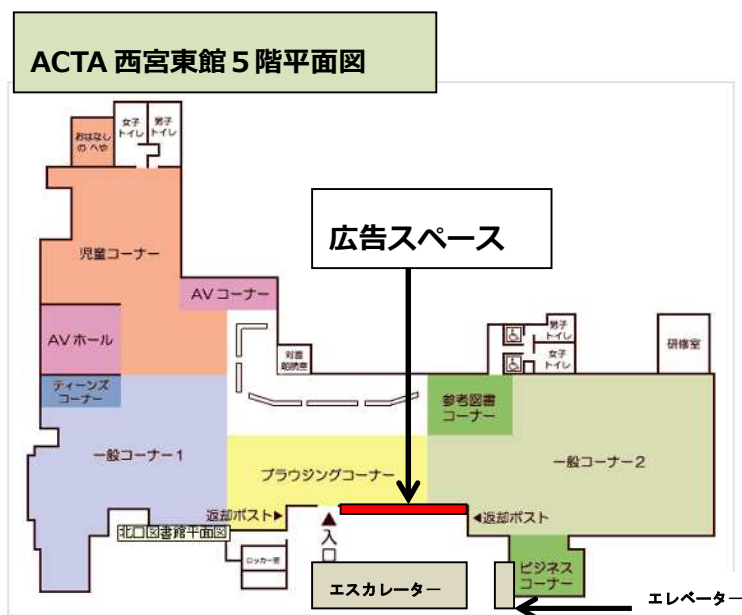
図 書 館	西宮市立北口図書館 西宮市北口町 1 番 2 号 ACTA 西宮東館 5 階
開館時間	火曜日～金曜日 午前9時～午後8時 土・日曜日、国民の祝日・休日 午前9時～午後6時
休 館 日	毎週月曜日、第1木曜日 祝日・休日と重なるときは開館し、翌日休館 年末年始（12月29日～1月4日） 長期整理期間 9日間 (令和3年度は令和4年2月28日（月）～3月8日（火）の+予定)
来館者数	令和元年度実績：2,451人／1日

3. 掲載可能な広告について

<p>広告掲出料</p>	<p>1ヶ月1枠あたり5,000円(消費税含む) ※別途教育財産目的外使用料(356円)が必要になります。 ※4月分からの12ヶ月分を一括でお申込みされる場合、 <u>1枠につき1ヶ月分の広告料(5,000円)を無料とします。</u> ただし、教育財産目的外使用料(1ヶ月356円)は別途いただきます。</p> <p>【参考】 広告料 5,000円×12ヶ月分=55,000円 教育財産目的外使用料 356円×12ヶ月分=4,272円 <u>年間お支払額 合計 59,272円</u></p> <p>この割引は<u>令和3年3月中にお申し込みいただいた方のみ</u>を対象と します。</p>
<p>掲載面・位置</p>	<p>西宮市立北口図書館エントランス壁面下部 A1サイズフレーム</p>
<p>スペース (縦×横)</p>	<p>A1サイズ(縦84.1cm×横59.4cm)</p>
<p>枠数</p>	<p>12枠(No.1~12) ※複数枠をお選びいただけます。 次項の写真にあるNo.1~12の枠から希望の枠をお選びください。</p>
<p>色数</p>	<p>任意</p>
<p>広告掲出が 望ましくない 業種・内容</p>	<p>西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準を遵守してください。 ※枠内に、広告である旨を明記してください。</p>

4. 広告媒体画像及び広告掲出スペース





5. 申込について

必要書類	広告掲出申込書、広告原稿案
広告に関する審査について	<p>広告内容を審査し、掲出又は不掲出をお申込みの方全員に個別に通知します。</p> <p>なお、郵送にて同日同時配送された方が複数いらっしゃる場合は、広告掲載要綱第4条の規定による優先順位を適用し、それらの優先順位が同じであるときは、別途指定する日時に実施する抽選により決定いたします。</p> <p>掲出の決定に際して、広告内容の一部修正や、掲出期間の変更をお願いする場合があります。承諾していただけない場合は、広告掲出をお断りすることがありますので、ご了承ください。</p>
申込受付	<p><u>令和3年3月2日(火)午前9時30分より中央図書館にて受付開始。</u></p> <p>※開始日以降は随時募集受付いたします。</p> <p>下記申込先へ、持参又は郵送、E-mailでお申込みください。</p>
持参受付時間	午前9時30分～午後5時30分まで 火曜日～金曜日(祝日を除く)

6. 注意事項

- ① 広告(ポスター)の作成は、申込者の責任と費用負担で行ってください。また、広告の掲出及び撤去は申込者の方で行ってください。
- ② 西宮市広告掲載基準に照らして、広告の修正をお願いすることがあります。修正に応じていただけない場合、掲出を取り消すことがあります。
- ③ 広告掲出後であっても、広告主・広告内容等が西宮市広告掲載基準に抵触することが明らかになった場合は、広告の修正をお願いする、掲出を停止する、あるいは掲出を取り消すことがあります。

- ④ 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、広告主等の責任及び負担において解決していただきます。

7. 申込・お問い合わせ

〒662-0944 西宮市川添町 15 番 26 号

西宮市教育委員会読書振興課（中央図書館） 総務チーム

電 話 : 0798-33-0189

F A X : 0798-33-2266

E-mail : vo_tosyokan@nishi.or.jp